

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人日本グラウンドワーク協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、地域住民、行政、企業のパートナーシップによって取り組まれる、地域の環境改善、地域コミュニティの活性化、地域資源を活かしたビジネスと雇用の創出、地球環境の維持保全などに取り組むグラウンドワークを推進するための諸事業を行い、もって地域における基礎的な環境基盤の形成・向上を促すとともに、社会全体の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) グラウンドワークによる地域の環境改善等諸事業に関する調査研究
- (2) グラウンドワークの考え方の普及と活動団体の設立支援
- (3) グラウンドワーク活動団体への支援、人材育成及び全国ネットワークの構築
- (4) 地域の環境改善、地域コミュニティの活性化、地域資源を活かしたビジネスと雇用の創出、地球環境の維持保全などにかかる事業計画等の策定
- (5) グラウンドワーク推進のための国際交流
- (6) 第 1 号から第 5 号にかかる成果の発表及び刊行
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第 3 章 財産及び会計

(財産の種別)

第 5 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産とする。

2 基本財産は、評議員会で基本財産とすることを決議した財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

（財産の管理及び運用）

第6条 この法人の財産の管理及び運用は、この法人の目的を達成するために、善良な管理者の注意をもって理事長が行うものとする。

（事業年度）

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類及び監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評 議 員

（定数）

第10条 この法人に評議員3名以上8名以内を置く。

（選任等）

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない

い。

(1) 各評議員について、次の①から⑥に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないこと。

- ① 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
- ② 当該評議員と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 当該評議員の使用人
- ④ ②又は③に掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者
- ⑥ ②から④に掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次の①から④に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないこと。

- ① 理事
- ② 使用人
- ③ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ④ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - i 国の機関
 - ii 地方公共団体
 - iii 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - iv 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - v 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - vi 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第13条 評議員は無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 常勤の役員の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 合併、事業の全部の譲渡又は残余財産の処分
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎年1回事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第18条 理事長は、評議員会の開催日の3日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

- 2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) 合併、事業の全部の譲渡又は残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第21条 評議員が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対し評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第6章 役員

(種類及び定数)

第24条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上8名以内
- (2) 監事1名以上2名以内

2 理事のうち1名以上2名以内を一般社団・財団法人法第197条で準用する同法第91条の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち1名を同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事会は、その決議によって、前項で選定された代表理事のうち1名を理事長とし、2名選定された場合は他の1名を会長とする。
- 4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事を専務理事とする。
- 5 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、対外活動その他この法人の業務の円滑な執行に資する活動を行う。
- 3 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を統轄する。
- 4 専務理事は、会長及び理事長を補佐してこの法人の業務を執行する。また、会長又は理事長に事故があるとき又は欠けたときは、それらの業務を代行する。
- 5 会長、理事長、専務理事は、事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は以下に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査すること。
- (2) この法人の業務並びに財産の状況を監査し、監査報告を作成すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する

る定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 3 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第30条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会が算定した報酬等を支給することができる。

第7章 理 事 会

(構成等)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第33条 理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上開催する。

2 理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第28条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は、監事が招集したとき

(招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、会長又は各理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

第35条 理事長は、理事会の開催日の3日前までに、理事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

- 2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の全員の同意を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第27条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した代表理事及び監事が記名押印する。

第8章 顧 問

(顧問)

第41条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、任期を2年以内とし、理事会において選任する。ただし、再任を妨げない。
- 3 顧問は、理事長の求めに応じ、この法人の運営の基本方針及び業務に関し理事

長の諮問に応え、理事長に対し意見を述べることができる。

4 顧問は無報酬とする。

第9章 委員会

(委員会)

第42条 理事長は、協会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

2 委員は、次項の規定に基づいて、理事長が委嘱する。

3 委員及び委員会に関する規定は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第43条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は理事会の決議を経て理事長が任命し、職員は理事長が任命する。

4 事務局及び職員に関する規定は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(合併)

第45条 この法人は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併及び事業の全部の譲渡を行うことができる。

(解散)

第46条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の処分制限)

第47条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 賛助会員

(賛助会員)

第50条 この法人の趣旨に賛同する者は、賛助会員となることができる。

2 賛助会員に関する事項については、理事会の決議を経て理事長が別に定める賛助会員規程に基づいて行う。

第14章 補 則

(補則)

第51条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の評議員は次のとおりとする。

大久保 寿夫

荘林 幹太郎

竹谷 裕之

辻井 達一

藤井 絢子

4 この法人の最初の代表理事は徳本 英雄とする。

5 この定款は、平成26年11月1日から施行する。(一部変更認可)

以上